

第5回文京区地域福祉推進協議会障害者部会会議録

日時：平成23年9月20日（火）午後1時～午後3時
場所：文京シビックセンター3階障害者会館AB会議室
次第：

- 1 開 会
- 2 議 題

(1) 中間のまとめのたたき台について

【資料第1号】文京区障害者計画（たたき台の案）…P.1～P.157

- 障害者・障害児を取り巻く現状
- 重点課題について
- 計画の体系について
- 計画事業について
- その他

3 その他

出席者：

（障害者部会員）高山直樹、富所由紀子、齊田宗一、佐藤澄子、安達勇二、丁寧、大石恵理子、杉崎祐子、江澤嘉男、藤田美南子、上村榮子、椎名障害福祉課長、新名福祉センター所長、伊藤教育指導課長、渡邊特命担当課長、辻保育課長、野稻教育センター所長、國村保健衛生部予防対策課係長、小松保健衛生部予防対策課主査

欠席者：

鈴木愛三、亀田美輪、小西慶一、石原保健衛生部・文京保健所参事

傍聴者：

10名

I 開 会

高山部会長：開会挨拶

椎名課長：第5回欠席委員紹介、会議録説明、資料確認。（説明省略）

たたき台（案）には、事業の内容についても細かく書かれており、ご質問等あるだろうということで、石原委員の代理として、保健衛生部予防対策課の國村係長と小松主査に出席してもらった。

資料が膨大なため、次回までの間にご質問ご意見が出てくると思うので「障害者計画、計画事業に関わる質問・意見等」というフォーマットを用意している。質問については早目にお答えする。ご意見については10月頭までに提出いただきたい。メール等で、ご質問ご意見をいただいても構わないのでお願いしたい。

II 議 題 1 中間のまとめのたたき台について（1章・2章）

高山部会長：議題（1）「中間のまとめのたたき台について」（資料第1号）文京区障害者計画（たたき台の案）、1章・2章について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：「中間のまとめのたたき台について」（資料第1号）文京区障害者計画（たたき台の案）、1章・2章について説明。（説明省略）

たたき台の1ページをめくって裏側が目次となっている。第1章は「計画の改定に当たって」ということで、「計画の改定の背景及び趣旨」「計画の性格、位置付け」「計画の進行管理」を記

載している。第2章は「現状と課題」ということで、私どもが持っている統計的な資料、東京都の資料、ヒアリング資料を併せて記載させていただき、現状を示させていただいている。

9ページ以降の「地域生活の現状と課題」というところでは、前回ご説明した5つの大項目に沿って記載させていただいている。

重点課題のほうでは、前回、成年後見制度などの利用については、「判断能力が不十分」という言葉についてはどうなのかという意見をいただいたので、成年後見制度だけではなく、自己決定、「自ら主体的に選択することを推進する」という形で記載させていただいた。

江澤委員：全体的なところで、基本法が改正されて、精神障害に括弧書きで発達障害が加えられているなかで、今回、発達障害が対象になっているところの表記をどこかでされたほうがいいのではないかと思う。それと、16ページの虐待防止法についても、一応定義に沿ってということで、「養護者」「福祉施設従事者」「使用者」という文言を入れてはどうかと思うが、いかがか。

椎名課長：発達障害を加えるのは当然のことであるが、今は現状と課題の部分なので、どこに書き加えるかという、計画の目標や計画の本体部分の中に入れていく必要があると思っている。

江澤委員：発達障害で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はいるか。

小松主査：います。

江澤委員：そういった実態については、把握はできないのか。

小松主査：把握はできる。大体、精神の手帳をお持ちの方は677人で、おそらく2、3人くらいだと思う。

江澤委員：でも、この677名の中に含まれているということであれば、括弧書きの表記があってもいいと思う。

椎名課長：発達障害に関しては、手帳は持っていない方が相当数いるわけなので、今後の取り組みをどう記載していくかが、かなり重要になってくると思う。

江澤委員：実際に発達障害の方たちは、福祉サービスの対象になっているかどうかとか、疑心暗鬼のところもあるので、ぜひ、明記できる方法がいいと思う。

高山部会長：確かに発達障害の明記はないので、別途考えることとする。

もう1つは16ページの虐待防止法絡みだが、もう少し詳しく書いてもいいのかもしれない。

椎名課長：今回はたたき台の案で、一応ここに書いておこうということで、場所もここでどうかというのものもあるし、まだまだこの辺は書き込んでいったほうがいいと思っている。

富所委員：手帳の所持者の増加が顕著というところで、人口増に伴うものだけではないのか。

椎名課長：障害によって自然に増えたという場合もあるし、今まで手帳を取るメリットはなかったが、例えば精神の方は、障害者の雇用率をカウントするためには手帳が必要だということで、手帳を取られる方もいる。3障害によって理由は違う。

高山部会長：では、今の発達障害のところを、もう少し具体的に明記するというのと、障害者虐待防止法に関しては、場所も含めてもう少し詳しく書くという形にしたいと思う。

重点課題は文言も含めて、これでよろしいか。

椎名課長：前回の意見は、大体取り入れさせていただいていると思う。

高山部会長：現時点で、1、2章はこういう方向性で、まとめさせていただくということで了承していただければと思う。

(異議なし)

II 議 題 1 中間のまとめのたたき台について (3章)

高山部会長：議題(1)「中間のまとめのたたき台について」(資料第1号)文京区障害者計画(たたき台の案)、3章について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：「中間のまとめのたたき台について」(資料第1号)文京区障害者計画(たたき台の案)、3章について説明。(説明省略)

基本目標として、障害者基本法の改正をはじめとした法関連の話、ニーズや個々人の個性にあった支援、ライフステージに関わっての連続した支援ということ。また、障害や障害者に対する理解、障害者自身が互いに支え合い、全ての人が喜びを分かち合えるようなインクルーシブな地域社会を実現していくという形でまとめさせていただいている。

次の体系図では、障害の場合は0歳から高齢期までということで、ライフステージごとに、施策がどこに該当するかが分かるような形をつくったという特徴がある。一番上の大きな白抜き字が大項目、次にライフステージ、就学前から高齢期までという形で書いてあり、その下にやや濃い少し大きい字が中項目である。その下に小さく、四角の幅も少し小さいのが小項目で個々の事業となる。障害者計画としては、ここの事業をどういった形づくり、目標を立てていくのが重要になってくる。そういう意味では、この体系の小項目までと次の計画事業は、セットで見ていただく形となる。

例えば30ページ右側の「生活の場の確保」の「障害者住宅の運営」では、就職期、高齢期を主な対象にした事業ということである。

高山部会長：この体系は、最終的にはカラーか。

椎名課長：予算の関係上カラーではないが、今よりは綺麗な形になると思う。

佐藤委員：タイトルのところに、例えば「障害者が当たり前に行ける就労支援」、その下に「就学前」等と書いてあるが、33ページでは書いていない。

椎名課長：確かにそのとおりである。次回出すときは全部の上にタイトルを入れて、ほかを見なくても分かるような形にしたいと思う。

佐藤委員：それから、少しでも高齢者のほうへいくとか、この三角が、果たしてどの程度理解できるか。この見方みたいなものの説明は、付けるのか。

椎名課長：やや出ている場合とか、ほんの少し例外的に出ている場合など、事業によって違うと思うが、その辺は、これがいいかどうかというところもあり、逆にあいまいにしておいたところである。この見方については、四角とかの意味など全てこの中に書かせていただいて、分かるようにさせていただきたいと思っている。今回、まだそのレベルまでしていない。

高山部会長：見方を表記していただくこととして、体系図はこういう形でよろしいか。

(異議なし)

II 議題 1 中間のまとめのたたき台について(4章・1節)

高山部会長：議題(1)「中間のまとめのたたき台について」(資料第1号)文京区障害者計画(たたき台の案)、第4章1節について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：「中間のまとめのたたき台について」(資料第1号)文京区障害者計画(たたき台の案)、第4章1節「自立に向けた地域生活への支援」について説明。(説明省略)

第4章は、先ほどの5つの大項目に従って書かれており、35ページから106ページまでが最初の3つ、107ページ以降があとの2つという形になっている。

見方については、まず35ページの一番上に第4章計画事業、第1節の大項目「自立に向けた地域生活への支援」があり、その下に「計画の方針」ということで、大項目の計画を立てるに当たっての基本的な方針を書いている。その下の図は、大項目を構成する中項目をライフステージ別に書かせていただいている。

次の36ページでも、幾つかの見方があり、まず「項目」と書いてあるところで、36ページの最初のほうに、小項目となる「居宅介護(ホームヘルプ)」があるわけですがけれども、四角で囲ってあるものについては、今後、地域福祉推進協議会に報告させていただき進行管理をしていく事業で、主に計画事業については、基本的には実績だとか見込みだとか定量的な数値なども入れさせていただいている。また、後ろに※印が付いているのは、自立支援法に規定する、年度ごとの数値目標、必要量の見込みが必要な事業ということになっている。その下に「1-1-1」と書いているのは、大項目、中項目、小項目を番号で表わし、ほかの計画などともリンクをとりながら分かりやすくするためとなっている。

今回は法改正であるとか、今後、法改正が見込めるだろうということ、明確ではないが、それでもこういうことは想定できるというようなことや、今後法改正の方向で内容を見て、記載をしていくので、ご承知いただければと思う。

高山部会長：実績の数値はすぐ出るが、見込みの数値で、多分、障害者の手帳の取得、人口動態の動き等々、複合的な要因があるし、それぞれのサービスによって違うと思うが、例えば26年度はなぜこういう見込みの数値になったのか。どういう複合的なところから見込んできたか、その辺はいかがか。

椎名課長：1つのサービスの中でもいろいろなサービス、いろいろなことが絡まっており、我々は説明責任があり、当然説明可能だが、単に実績から10%ずつ伸ばしていくという部分もあるが、新体系に移行するものや、かなり複雑な要素がある部分もありさまざまである。特に分かりにくいとか、根拠をはっきりしてほしいと思われるところがあれば、詳しくご説明できるので、ご質問していただければと思う。

高山部会長：当事者にとって気になる部分だと思う。特に数値目標が下がっているところや、見込みの根拠の説明責任は必要だろうと思う。その辺、意見があればお願いします。

江澤委員：40ページのショートステイの24年度はかなり減っているが、この事業に関しては、むしろ需要は伸び傾向だと思う。

椎名課長：計画値が減っているが、実績から見ると減っていない。ショートステイはいろいろな条件、新たな施設ができるかどうか考えたときに、今までの計画値が少し高すぎた感があり、

かえってあまり変わらないという想定をせざるを得ないと考えた。一方、区の単独の事業である「槐の会」に委託している短期保護は、大きな伸びが出ている。そちらのほうで、大体26年度までは吸収されるだろうと考えて、こういう形になっているということである。

あと、例えば42ページで「生活介護」について書いているが、根拠とすると、1つが特別支援学校の卒業生の人数、新体系の未移行者の8名、若駒からの移行者、今回東京都の制度が変わって18歳以上で児童施設に入っている方々が何人こちらに移る等、いろいろとあり、そういった積み上げでやったものと、どちらかという実績と伸び率で算定したものがある。

佐藤委員：60ページの「グループホームの整備」で、24、25、26年と毎年区内で1棟ずつ建てて6人ずつという計画になっているが、七百人も手帳保持者がいて、青年期とかそれこそ高齢者も含めてかなりの知的障害者がいる中、目標数が18人でいいのかどうかお尋ねしたい。

椎名課長：今までの計画や、他の計画との整合性を取りながら計画を立てているというところがある。基本構想実施計画で、グループホーム・ケアホームに関しては重点的に整備するというところでの数値を、知的障害、身体障害について、18人で済むという考え方は持っていない。ただし、1年に20戸つくるよりも、だんだんと増やしていこうという形を考えて、年に1か所ずつという計画にしたということである。

佐藤委員：1か所ずつではなくて、もう少しスピードを上げて増やしていただかないと、間に合わない。私たち親は死んでしまう。それだけ緊迫感があるが、障害福祉課としてはいかがか。

椎名課長：先ほども言ったように一気につくと、入る方がいるかどうかで、例えば「明日を創る会」でアンケートを採ったとき、今すぐ入りたい人は18人で、何年後かに何人、将来入りたいという人が100人くらいいらした。また、27年に新福祉センターができて、入所施設ができる。そういったものの受け皿にもなっていく必要があるということで、計画的に着実につくっていくほうがいいのではないかと。もちろんニーズとか踏まえながらやっていくというのは当然だが、そういうふう考えたということである。

佐藤委員：太陽福祉協会に委託したグループホームができるが、応募した方がかなりいたと思うが、6人しか入れないということで、十何人の人は入れないわけである。私たちがアンケートを採ったのも3年前くらいで、保護者の方の状況もだいぶ変わってきている。この間はそうだからというのではなく、柔軟に考えていただきたい。それでも数字が載っただけ、この間より進歩と思うが、やはりもう少し目標を高くしていただいて、実行に移していただきたいというのが切なる願いである。よろしくお願ひしたい。

江澤委員：佐藤さんのおっしゃられるとおりでと思う。ただ、建設的補助の件数というようなニュアンスなのか。例えば年度内に数か所の整備の手が挙げれば、その辺は補正等々の問題で可能な数値というのが、ある程度は予想されるということでもいいのか。

椎名課長：お金の問題はこれと別で、ここに書かれているから全部保証されるということでもないし、その逆でもない。あるべきニーズを捉えた形の計画を出していきたいというところである。特に建物に関しては、手を挙げた時と出来上がる時期がだいぶ異なることがあるので、その辺、若干勘案したところもある。

江澤委員：その辺は利用の支給量に関しても、同様に考えられたのか。特に、61ページのケアホームの計画数値に捉われることなく、手が挙げれば柔軟に支給量が上がっていくということになるのか。

椎名課長：それは当然である。

高山部会長：確かに、3障害あるので、1、1、1というのはよく分からない数字かもしれない。

椎名課長：3障害は別である。精神は別で、知的、身体ということになる。

高山部会長：要するに、先ほどのどうしてこの「1」が出てきたかという根拠になるわけで、720何名の利用者がいて、ニーズというものをどう把握したかといったときに、本人のニーズと家族は違うし、そこをどう捉えていくかというものもある。基本的に、前回の計画のときからグループホーム・ケアホームが少なすぎるという指摘がずっとあって、新福祉センターができるとある意味バックアップ施設になり得ると思う。そういう意味では、佐藤委員が言われたことはそのとおりのかもしれないが、だからといって、その数字をどこにもってくるかというのは難しい部分がある。ただ、予算とは関係ないということならば、もう少し高い目標数値でも、ニーズはあるのではないかと思うが、その辺、どうしたらいいか。

椎名課長：グループホーム・ケアホームについては、区としても中心的に、重点的に取り組もうという施策だが、現実的に全部区が用意するという施策ではない。例えば、誘致というのをきちんと図っていくような形を考えないといけないといったときに、現実的な数値と思う。今のご指摘やご意見など、また実施計画と合っている数字ということになっているので、その辺も踏まえながら、次回までに検討する。

安達委員：60 ページと同じ数字が 62 ページに書いてあり、予防対策課の「精神障害者のグループホームの確保」も 1、1、1となっているが、一応根拠を聞いたほうがいいか。

小松主査：精神のグループホームは、今、区内に1カ所しかないが、以前から増やす必要があるという議論があり、今年度、区内でグループホームを開設する社会福祉法人に対して、借り上げなどの初期費用を約500万円助成するという新規事業を始めたが、募集をかけていないので、どのくらいの法人が手を挙げるかも分かっていない状況なので、今後の見込み数も分からない。一応今年の予算で1カ所計上しているので、今の段階では1カ所ずつしか出しようがない。

安達委員：一応、予算の裏付け上での数値という意味か。

椎名課長：精神のほうは、そういったことを少し踏まえながら、知的・身体についても、そういったことを全く無視しているわけではないが、検討すべきところは検討させていただくことである。

高山部会長：いずれにせよ、グループホーム・ケアホームの整備というのは、重点課題とリンクしてくるので、ここはもう少し検討の余地があるかもしれない。

椎名課長：分かりました。

上村委員：36 ページの「身体介護」の計画目標の上の段の項目のところと、平成26年度の下のサービス実績見込み量が4時間違う。47ページの106と108もだが、何か意味があるのか。

椎名課長：多分、意味がない可能性が強い。確認して次回に訂正させていただく形になると思う。

江澤委員：49 ページの「緊急一時介護委託費の助成」という事業は、「福祉のてびき」みると、

非常に使い勝手は良さそうな気がするが、意外に使われていないので驚きを感じる。事業を改めてご説明いただきたい。また、伸び悩んでいる原因は何か。

椎名課長：基本的には、こういったサービスは自立支援法上のサービスを使っていただくわけだが、それが何らかの理由で使えないために、自立支援法のサービスを使わない代わりに、一般施策で一部補充するような形の施策ということなので、基本的にあまり伸びていくような形のサービスではない。

江澤委員：本当に、緊急の場合の隣の方をお願いをしますということは可能なわけか。

椎名課長：緊急という名前が付いているのに、緊急に使えないサービスと言われることがあったが、誰にやってもらうかあらかじめ了解を得て、その方を登録して、その方が継続的に支援するというようなサービスである。

江澤委員：介護人の事前登録が必要だということか。

椎名課長：同居していない親族だとか、個別な条件がある。本来はほかのサービスが使えるのではないかと思う。

富所委員：62 ページの精神障害者グループホームに 500 万円予算を計上というところで、平成 23 年度はもう半年過ぎているが、使えそうなグループが手を挙げているのか。

小松主査：計画していたところはあったが、少し後ろにずれ込んだため、今年度中は無理である。来月、一般募集をかけて、広く社会福祉法人さんに呼びかけたいと思っている。

富所委員：平成 24 年度に上乘せされるということはないのか。

小松主査：毎年 1 回ずつとなっている。500 万円の初期費用というのは、知的障害のグループホームは更地から新しいものを建設というやり方だが、精神の方のグループホームは、既存のアパート、マンションの一部を法人が借り上げて、グループホームとして使うやり方が一般的である。そのアパートを借り上げる際の、敷金礼金、入居するまでの家賃を区が補助金を出して助成するというもので、なるべく借りやすくして、増やしていくという趣旨の事業である。

高山部会長：グループホーム・ケアホーム整備のところを少し検討していただくという意見が出たが、ほかにあるか。また、数値等見ていただき、ご意見をいただければと思う。

II 議 題 1 中間のまとめのたたき台について（4 章・2 節）

高山部会長：議題（1）「中間のまとめのたたき台について」（資料第 1 号）文京区障害者計画（たたき台の案）、第 4 章第 2 節について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：「中間のまとめのたたき台について」（資料第 1 号）文京区障害者計画（たたき台の案）、第 4 章第 2 節「相談支援と権利擁護の充実」について説明。（説明省略）

今回、独立させて「相談支援と権利擁護の充実」を大項目とし、中項目としては「相談支援体制の整備と充実」「権利擁護・成年後見等の充実」、この 2 つということで整理した。

高山部会長：まだ、国の動きが見えてきていないが、「障害者虐待防止法」が来年施行になるので、この間、何らかの形でもう少し積極的な意味付けをしておいたほうが良いように思う。例えば、

施設内の虐待に対してどうするかというときに、苦情解決の仕組みや第三者委員だけでは、現状、無理なわけで、その辺のところに対してオンブズマン的なことを入れていくような文言であるとか、苦情のところの辺り。それから、「あんしんサポート文京」ができてから、社協の「あんしんサポート支援」というところも含めて、計画を立てられるわけなので、この辺のところをもっと評価していく形で、社協に考えていただくということもあり得るかなと思う。

それと、自立支援協議会との関係やその中の権利擁護部会との関係も、もう少し積極的な意味合いのものを具体的に入れてもいいのではないか、イメージとしてはそういう感じがする。

権名課長：空白欄が多いが、どちらかというところと組みの必要性を感じて出している。記載をしてしまうのはなかなか難しいだろうということはあったということで、1カ月たった10月の段階で、どこまで記載できるかというのはあると思う。

佐藤委員：「あんしんサポート文京への支援」と、成年後見との福祉サービスとか、財産管理サービスとか安心サービスをいろいろやっている。成年後見の部分でもそういう財産管理サービスをやっている。事業が違うのは分かっているが、何かどこかでダブってしまわないかと思う。

高山部会長：基本的にはダブらない形になっている。成年後見の場合は、判断力の低下した方という形での財産管理と身上監護で、財産管理ではなく金銭管理である。もう1つ、この事業は矛盾しているところがあって、判断力が低下しているが、この事業と契約を結ぶ方となっている。ある程度の判断力があり、認知症の方でどんどん進んでいって判断力がなくなったら、成年後見に移行していかないといけないという流れがある。ただ、それを相談から支援から、あんしんサポートは中心にずっとやっているわけである。

権名課長：成年後見を使って、成年後見制度の後見人が権利擁護事業を使うことはできる。

高山部会長：やはりその辺のところは少しごちゃごちゃしているふうに見えるのは確かなので、やはり啓発とかそういうのは必要である。

「第三者評価制度の利用促進」というのは、文京区として補助金が出るのか。

権名課長：これは補助金がない。なるべくやっていくことで、お願いするということである。

佐藤委員：「第三者評価制度の利用促進」とあるが、やはり今、福祉作業所なり何なりが法人委託をされていて、それに対して、利用者がいろいろな面で苦情があるが、その解決方法は、何かうやむやな気持ちになっていたり、いろいろな状況にある。私は、それをどうにかできないものなのか、どういうふうに解決していかれるのが一番いいのかを考えていて、何かあったときに、こういう方向もあるよみたいなことが言えたらいいかなと思っている。それが、福祉サービスに関する苦情申し立てでいいのかとか、いろいろあると思う。

高山部会長：この辺はとても重要だが、これを計画や事業内容に具体的に落とし込むというのは、なかなか難しい。いわゆる権利擁護のシステムの中にどのように組み込んでいくかという話になるが、権利擁護部会で、そういうことをやらないといけないと思う。

権名課長：権利擁護部会では、そこの構築の段階までまだまだいっていないが、やはり苦情だとかそういったものが、内部的ではなくて、第三者に言える形だとか当然必要で、現在も、どこにもできないというわけではなく、私どものほうでも苦情を受けることはできるし、社会福祉協議会でもできる。検討自体は今も継続している。

齊田委員：87ページの「安心生活支援事業」または「緊急時支援事業」で、24時間体制の相談事

業体制はどのような形で24時間体制にしていくのか。電話コールだけなのか、それともどこかきちんと受け入れるような専門的なところまで受けるのか。どういう方向性を持っているのか。

椎名課長：この辺の事業に関しては、考え方等も一部示されただけなので、具体的にこんな感じで取り組むという形では言えないが、それぞれ24時間対応がどういった形で可能になるか、そうなれば、また一步進むだろうということである。ただ、まだ記載は十分できないし、ご説明もできないということになる。

高山部会長：虐待が起こってしまったらもうおしまいである。そういう意味では「予防」という概念を出していく。予防のためには、いろいろな仕組みが必要で、ほかとの連携になるが、例えば出ているのは「虐待防止センター」をつくらないといけない。また、高齢者虐待などを含めて、本当はもう1つ「虐待予防センター」というか「予防ネットワーク」みたいなものを作る必要があると言われている。そういうところは、自立支援協議会の中に入れていくのか分からないが、ここ1カ月間の間でも議論が必要かなと思う。

もう1つ、虐待に関しては、今言われたように事業所と使用者なので、その就職先というかその問題が出てくる。そのときに大事なのは、障害のある当事者が、自分が虐待を受けていることに対して相談をするというか、発信していくという力をどうつけていくかがとても大事で、それをどこに相談していいかということ、はっきりさせていくことがとても大事になってくる。そういう意味での「相談支援の充実」なども、連動してくるところも必要ではないかという気がする。

ですから、一応、項目としては網羅しているが、目標として、もう少し突っ込んでもいいかなという感じがしている。

II 議題 1 中間のまとめのたたき台について（4章・3節）

高山部会長：議題（1）「中間のまとめのたたき台について」（資料第1号）文京区障害者計画（たたき台の案）、第4章第3節について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：「中間のまとめのたたき台について」（資料第1号）文京区障害者計画（たたき台の案）、第4章第3節「就労支援」について説明。（説明省略）

計画の方針としては、障害者が自立生活を送るためには、意欲と障害の特性に合った多様な雇用の場、就労の定着が必要というところで、こういった支援を図っていくことが必要というところである。また、地域自立支援協議会においても、障害者が就労できる場の開拓や仕組みを検討して、雇用の機会の拡大を推進していくということである。

下のほうに書いてあるライフステージとしては、就学後から卒業後/就職期を通して、4つの中項目を立てさせていただいたところである。

安達委員：基本的なことの確認だが、就労支援の第3節、項目の下を見ると障害福祉課だけ出ている、障害福祉課は、知的、身体という形になるかと思う。就労は3障害でよろしいか。

椎名課長：基本的には全部一緒である。

安達委員：いろいろな事業によっては、予防対策課だったり、障害福祉課となったりするので、どこで線引きしておいたらいいのかという確認だったが、例えば、先ほどのグループホームの件などは、分かれた形での事業の立て方になるのか。分かれて出てきたのが、今回初めてだったので疑問に思った。

椎名課長：現状としてはそうなる。ただ、グループホームは前回一緒に書いてある。組織的には、

今言ったように就労は全部3障害一緒である。

安達委員：90ページの第三者評価制度も、障害福祉課だけの問題ではなく、予防対策課でも提示しなくてはいけないところである。その辺は、各課で照らし合わせてやっていただきたい。

高山部会長：ここは逆に言うと、安達委員としては、関わっている課を出したほうがいいのか。

安達委員：現状、分かれている以上、課を出しておいてもらっていたほうが分かりやすいと思う。将来的に一本化をしてくれるのならば、それはそれでいい。

椎名課長：今、どこが中心で書いたか分かりやすい形で書かせていただき、それを検討や質問の材料にさせていただけるといいかなと思っている。本書になると、また別だと思っている。

高山部会長：そこは少し検討していただきたい。

上村委員：103ページの就労継続支援では、275名という数字が出ているが、多分、国のほうの指針もいろいろ出てきているので、そういうことも見込んでの数字だと思うが、現在、ある程度在籍を希望する方がどんどん大きくなっていく中で、小石川も大塚も定員いっぱいといった感じで、非常に在学の方がこの件に対して、少なくともこの3年間、果たして行くところがあるのか、増設はないのか、という声がかなり大きく課のほうにも寄せられていると思うが、この辺の対策はあるのか。

椎名課長：旧体系でつくっていた事業は、平成24年3月で移行される。例えば、この就労継続支援では、福祉作業所にいる方は、現在は知的障害者授産施設だが、4月からは就労継続支援という形になるため、そっくり入ってくるということで、これだけの人数が急に増えるというのではない。自然増加も若干あるが、それほど極端に増えたということではないと考えていただいたほうがいいと思っている。

また、今後新たに学校を卒業された方々等で、大体何人くらいが生活介護の施設を利用して、何人くらいが就労を利用されるかなど、綿密に想定しながら「待ち」の状況をつくらないような形を考えており、大塚福祉作業所、小石川福祉作業所でもだんだん利用者が増えてきているが、定員より少しでも超えてはいけないということでもなく、そういったことも踏まえながら整備のほうも考えていく。

佐藤委員：94ページの「就労支援センターの充実」の計画目標が75人、平成22年度は59人となっているが、定着支援や仕事に行けなくなって、自宅にいらっしゃる方の支援などなされているか、そのあたりは計画には載らないのか。

高山部会長：就労の場合の考え方は、単なる行かなくなったというのは、就労だけの問題ではなく、もっと広く生活全体のところを考えながら就労を考えるという形である。障害者の方の就労支援はそういう形で、その辺との連動性が必要だと思っている。それがいいのかもわからない。

椎名課長：その支援は当然やらなければいけないし、現在もやっており、就労支援は相談から始まって新規就労、就労先への定着支援、それと同時に環境整備や企業への支援。雇用が続かないとなった場合は、そのあとのケアということで福祉作業所のほうに行くなど、ずっと継続的な支援は行っている。このページでいうと、100ページのほうの職場定着支援というので1,450回と出ているが、こういったところやその前のページの企業への支援なども、やはり同じような形で出てくる。

佐藤委員：例えば、本当に困っていらっしゃる方が、この計画を見て、さっと分かって相談に行けるという体制ができれば一番いいのではないかなと思う。

高山部会長：それは、就労支援センターということになる。

佐藤委員：何かそれにはつながらないような感じがして、行っても駄目だったり。

高山部会長：それはソフト的な部分か。

椎名課長：就労に至るまでは、相当の時間を要する場合が個々にある。いろいろなほかの要素もあるので、すぐにはなかなかつながらない場合もある。

佐藤委員：いえ、そうではなく。辞めざるを得なくて辞めた人が、再就職をするための、本当の訓練とか、本当の意味での支援が、精神的にもそうですし、そういうものが本当に必要になった方が具体的にどこに行けばいいのかである。

高山部会長：そういう意味では、就労支援センターだと思うが、渡邊課長、どうか。

渡邊課長：就労のケースというのは、最近、特別支援学校が、学校側の持つネットワーク等の中で、企業にお願いをして取っていただくようなケースがままあるというお話も聞き及んでいる。実際に、就職にあたって、一番必要な準備段階の支援が、高校3年間なりできちんと学校と並行してできているかという、なかなか流れの中で、「何々さん行けるから行こうね」と言われて、行ってしまって、全く自分のイメージと違う企業だったと。

そこで離職をしてしまって、では次といったときに、今、佐藤委員が言われた基本的な訓練や働くときのための心構えだとか、あるいはそういった基本的な考え方みたいな部分の再修得となる。再度、それを学習する機会については、確かに、学校生活の中で得られなかった部分のフォローが、従前にできる場所があるかといったときに、ここでいう就労継続支援といったところの場を活用していただくとか、あるいはその前の段階で、少しお話を聞く中で支援をしていくような所も、一定必要な部分があるかと思うが、それは非常に個々によって違うという状況がある。離職による支援というものが、計画の中に位置付けられるかという、かなりなじみにくい部分があるように思う。

高山部会長：就労支援センターも就労継続支援も、そういうことを想定はしているのか。

椎名課長：している。

高山部会長：やはりこれは個別ケースになる、という意味では、もっと相談支援のところから引き直しなくてはいけない部分もあるし、本当に職場のところをやらなくてはいけないかもしれない。一応網羅していると思うが、少し離職といったところも検討していただきたい。

椎名課長：佐藤委員が言われるのは、例えば適切なトレーニングをしたいとか、そういったところのお話か。

佐藤委員：前に、職場での虐待があったりとか。

高山部会長：それは、あとで虐待防止法のところでもいい。

佐藤委員：そういう根本的なことがものすごくあって、精神的に病んでしまうというのがあった

り、さまざまな原因で、袖で聞いていても涙、涙である。

椎名課長：本当に個別の支援になるとは思う。

高山部会長：もう少し、就労支援というのは、例えば、あっせんもありますし、定着もありますし、離職支援などもあるので、それをもう少しメリハリをつけて、少し文言を書くということも必要かもしれないですね。

椎名課長：では、そういう形で。

高山部会長：はい、そこを少しお願いします。

II 議題 1 中間のまとめのたたき台について（4章・4節）

高山部会長：議題（1）「中間のまとめのたたき台について」（資料第1号）文京区障害者計画（たたき台の案）、第4章第4節について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：「中間のまとめのたたき台について」（資料第1号）文京区障害者計画（たたき台の案）、第4章第4節「子どもの育ちと家庭の安心への支援」について説明。（説明省略）

計画の方針としては、障害の早期発見・早期療育、発達障害に関する支援の充実等々の強化。成長段階に応じた切れ目のない支援。仕事と子育てに両立を含む、障害のある子どもを持つ保護者への支援の充実。教育センターの建替えに併せて、または福祉部門と療育部門の連携強化することで、多面的な支援も図る。障害のある子どももいない子どもも、共に成長することのできる地域づくりを推進する、ということである。

中項目としては、下に書いてあるとおり、就学前から就学後までの子どもの育ちと家庭の安心への支援については、4つの中項目を設けたということである。

高山部会長：やはり丁寧にみていくと時間がないので、この4節と5節は、次回重点的にもう1回やることとし、今説明いただきました4節について、意見があれば出していただきたい。

江澤委員：133ページの「放課後居場所」と、139ページの「放課後デイサービス」の、この辺の事業のすみ分けについてのお考えをお聞かせいただきたい。

椎名課長：「放課後居場所」に関しては、今現在、槐や若駒でやっている、障害のある中・高生の居場所対策事業のことで、「放課後デイサービス」というのは新法に関連する事業で、こちらについては、また今後十分な方向を記載させていただく形になるところである。

江澤委員：方向性としては、多分に事業的にはリンクするところがあるか。

新名所長：基本的に、今回の「放課後等デイサービス」は、児童福祉法の改正に伴うもので、現行では児童デイサービスⅠ型とⅡ型で、Ⅰ型というのは、今、福祉センターでやっている学齢期前のお子さんを対象とした事業で、Ⅱ型というのは、学齢期以降のお子さんを対象とした事業。それが、この「放課後等デイサービス」に移行すると聞いている。現行でいけば、区の中にはない。今やられている「放課後居場所の対策」は法外でやっており、その検討等含めて、まだ、全くゼロの状態、区としての考えはないので、今後どうやっていくかは検討していく段階である。

高山部会長：これは、ニーズはあるのか。

江澤委員：ある。

高山部会長：だから、そこら辺のところの関係性である。これは、重要なところかもしれないと思うので、要検討である。

大石委員：135 ページに、平成 23 年度から新規事業をしていると書かれていて、モデル校にうちの学区がちょうど入っており、「来年、学校に入っても大丈夫か」と伺ったら、支援員の方はいらっしゃるみたいだが、ちょっとまだ稼働していないのでと言われた。この「3年間研究」とか書いている言葉は、生徒を入れることではなくて、先生たちの研究ということか。

伊藤課長：稼働していないと今聞きましたので、早速、どういったニュアンスで答えたのか、私が調べる。これはお子さまに対して、基本的に、戻っていかなければ意味のない事業だと思っている。

高山部会長：少しこの文言は、変えなければいけない。まだ幾つかありそうな感じがするので、この1カ月の間、それぞれ得意分野を読み込んでいただいて、こういう形で意見をいただきたいと思う。特に、5節に関しては、啓発事業、特に防災とか安全対策、あるいは合理的配慮の理念みたいなものが新しく入っているので、その辺を、ぜひ重点的にチェックしていただいて、ご意見をいただければと思う。

Ⅲ その他

高山部会長：「その他」について、事務局より説明をお願いします。

椎名課長：「今後のスケジュール等」について説明。

膨大な量の内容なので、少し議論した中で、何かおかしいとか、抜けているとか、これはおかしくないかと疑問等出てくると思うので、こちらのペーパーに書いていただいて出しているだけでもいいし、メールでもFAXでも結構である。質問については、随時受けて、すぐに回答する。また、次回に向けての意見等に関しては、意見欄のところに書いていただいて、10月6日までをお願いしたいと思っている。

次回、第6回は10月27日の1時からなので、よろしくお願ひしたい。

シンポジウムについては、10月28日の金曜日の1時半から4時まで。第1部は、高山先生のご講演による「地域生活支援と自己決定」、第2部は「反映させたい私の意見」ということで、6名のシンポジストによる意見交換をお願いしているので、ご参加いただければと思っている。

Ⅳ 閉会

高山部会長：閉会（議事省略）

～以上～